

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第25号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p><u>(15の2) 前号に規定する保育士試験に合格したことを証する書類の再交付 1件につき650円</u></p> <p><u>(15の3) 略</u></p> <p><u>(15の4) 略</u></p> <p><u>(15の5) 略</u></p> <p><u>(15の6) 略</u></p> <p>(16)～(223) 略</p> <p>(224) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号） <u>第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予防するために行うもの</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ ヨーネ病 (ア)・(イ) 略</p> <p><u>(ウ) リアルタイムPCR法による検査 1件につき2,390円</u></p> <p>(225) 家畜伝染病予防法第8条の規定に基づく家畜の検査（前号に規定する検査に限る。）を行った旨の証明書の交付 1件につき400円</p> <p><u>(225の2) 家畜伝染病予防法第32条第1項の規則</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p><u>(15の2) 略</u></p> <p><u>(15の3) 略</u></p> <p><u>(15の4) 略</u></p> <p><u>(15の5) 略</u></p> <p>(16)～(223) 略</p> <p>(224) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号） <u>第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予察するために行うものを除く。）</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ ヨーネ病 (ア)・(イ) 略</p> <p><u>ク 豚コレラ 1件につき260円</u></p> <p>(225) 家畜伝染病予防法第8条（<u>同法第31条第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定に基づく家畜の検査（<u>同法第4条の2第3項の規定に基づく家畜の検査及び同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち監視伝染病の発生を予察するために行うものを除く。</u>）を行った旨の証明書の交付 1件につき400円</p>

<p><u>の規定に基づく蜜蜂の腐蛆病の検査 1件につき 60円</u></p> <p><u>(225の3) 家畜伝染病予防法第32条第1項の規則 の規定に基づく蜜蜂の腐蛆病の検査に合格した旨 の証明書の交付 1件につき400円</u></p> <p>(226) <u>養蜂振興法</u>（昭和30年法律第180号）第4条 第1項の規定に基づく転飼の許可 1場所につき 150円に蜂群の数を乗じた額（その額が2,300円を 超えるときは、2,300円）</p> <p>(227)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(226) <u>養ほう振興法</u>（昭和30年法律第180号）第4 条第1項の規定に基づく転飼の許可 1場所につ き150円にほう群の数を乗じた額（その額が2,300 円を超えるときは、2,300円）</p> <p>(227)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項中第15号の2から第15号の5までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に1号を加える改正規定及び同項第224号キに(ウ)を加える改正規定は、平成25年4月1日から施行する。